



厚生労働省 沖縄労働局

八重山労働基準監督署

Yaeyama Labour Standards Inspection Office

Press Release

八重山労働基準監督署発表

令和8年4月24日

担	八重山労働基準監督署
	署長 津田憲志
	○ 監督・安衛課長 神谷武知
当	電話: 0980-82-2344

報道関係者 各位

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～コンクリートブロック塀の損壊等による危険防止のための措置を講じていなかった疑い～

八重山労働基準監督署(署長 津田憲志)は、本日、株式会社秀光建設及び有限会社丸生重機ほか2名を労働安全衛生法違反の疑いで那覇地方検察庁石垣支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和7年7月22日、石垣市字新川所在の共同住宅新築工事現場において、工事現場の周囲に設置されているコンクリートブロック塀付近を掘削させるに際し、同コンクリートブロック塀の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、同コンクリートブロック塀を補強し、移設する等の危険を防止するための措置を講じていなかった疑い。

### 1 被疑者

#### (1) 株式会社秀光建設

所在地 沖縄県石垣市新川  
事業内容 建設業  
代表取締役 A

#### (2) 有限会社丸生重機

所在地 沖縄県石垣市新川  
事業内容 建設業  
代表取締役 B

### 2 違反条文

## 労働安全衛生法違反

同法第21条第1項

労働安全衛生規則第362条第1項

同法第27条第1項

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

### 3 被疑内容

コンクリートブロック塀の付近を掘削する場合、コンクリートブロック塀の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれがあります。そのため、労働安全衛生法(労働安全衛生規則)では、コンクリートブロック塀の損壊等を防止するため、あらかじめブロック塀を補強したり、移設するなどの措置を講ずる必要があります。被疑者らは、これらの措置を講じないまま、コンクリートブロック塀付近を掘削させた疑いがあるものです。

### 4 その他

令和7年7月22日、コンクリートブロック塀付近を掘削していたところ、同コンクリートブロック塀が損壊し、労働者5名が巻き込まれ、うち2名が骨折等の重傷を負うとの労働災害が発生しています。

## 【参照条文】

### 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(罰則)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### 労働安全衛生規則

(埋設物等による危険の防止)

第三百六十二条 事業者は、埋設物等又はれんが壁、コンクリートブロック塀(へい)、擁壁等の建設物に近接する箇所で明り掘削の作業を行なう場合において、これらの損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらを補強し、移設する等当該危険を防止するための措置が講じられた後でなければ、作業を行なつてはならない。